

令和7年11月1日

治験及び倫理審査委員会 委員名簿

独立行政法人 国立病院機構
鹿児島医療センター
院長 西尾 善彦

治験及び倫理審査委員会の委員として以下の者を指名する

区分	氏名	所属・職名	委員区分 (治験)	専門分野等 (倫理審査)
委員長	松下 茂人	臨床研究部長	専門	医学 ※1
副委員長	松崎 勉	副院長	専門	医学 ※1
委員	郡山 暢之	副院長	専門	医学 ※1
	松岡 秀樹	統括診療部長	専門	医学 ※1
	大渡 五月	医局長	専門	医学 ※1
	藺田 正浩	臨床研究推進室長	専門	医学 ※1
	高田 正温	薬剤部長	専門	薬学 ※1
	後藤 祥子	看護部長	専門	看護学 ※1
	安藤 諭吉	臨床検査技師長	専門	検査 ※1
	織田 政継	事務部長	非専門	事務 ※3
	坂口 哲治	管理課長	非専門	事務 ※3
	有村 玲香	鹿児島国際大学 福祉社会学部	外部委員	※2・4
武 雄太	弁護士	外部委員	※2・4	

※1 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者

※2 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者

※3 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者

※4 所属する職員以外の者（外部委員）

【治験審査委員会会議の成立要件】

- ① 専門委員（医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者）
- ② 非専門委員（医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者）
- ③ 外部委員（実施医療機関と利害関係を有しない者）
- ④ 外部委員（治験審査委員会の設置者と利害関係を有しない者）

※ 治験について倫理的及び科学的観点から十分に審議を行うことができること

※ 5名以上（委員構成を適正な割合に保つことが必要）

※ ③④に掲げる者は、②を除いて1名以上必要

（努力義務）男女両性が望ましい

（努力義務）③と④については同一人物もありうるが、別人 or 複数が望ましい

【倫理審査委員会会議の成立要件】

- ① 専門委員（医学、医療の専門家等、自然科学の有識者）
- ② 専門委員（倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者）
- ③ 非専門委員（研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者）
- ④ 複数の外部委員（倫理審査委員会の設置者の所属機関に所属しない者）

※ 男女両性で構成

※ 5名以上

※ ①から③までに掲げる者は、それぞれ他を同時に兼ねることはできない